

中国農業合作化論争

菅 沼 正 久

目 次

I 農業合作化理論の推移

- (1) 松野昭二教授の合作社研究
- (2) 初級農業生産合作社論
- (3) 杜潤生「中間的過渡性經濟形態」
- (4) 「聯産承包責任制」と合作社理論
- (5) 地区集団所有の系譜

II 「農業社会主義」論争

- (1) 鄧子恢の「平反」
- (2) 「趁熱打鉄」
- (3) 「農業社会主義」論争
- (4) 土地改革後農民の「二つの積極性」

あ と が き

I 農業合作化理論の推移

(1) 松野昭二教授の合作社研究

松野教授の初期の労作「農業生産協同組合における分配問題」(大阪市立大学経済研究所『中国の經濟建設』日本評論新社, 1956年6月刊所収)は, その考察の緻密さと分析方法の水準において, 中国研究者としての地位を確固としたものである。この論文は1955~56年当時, 「驚くべきテンポで発展している」農業生産協同組合を「その質」を問うという観点から書かれた。具体的には, 「協同組合の分配・分配制度」を「生産の一契機」として考察し, 基底としての協同化=合作化における「土地とその他の生産資料の所有と使用の分離・統一の基本的特徴」を論ずるものであった。この理論的方法による農業合作化研究は, マルクス主義的研究として, やはり先駆的であった。私の論文「中国初級農業生産合作社の“土地報酬”論争」(土地制度史学会『土地制度史学』第9号1960年10月)は松野教授の研究に大きく影響されて書いたものである。

つぎに松野教授は継続研究の労作「農村人民公社の構想」(天野元之助編『現代中国經濟論』ミネルヴァ書房, 1961年12月刊所収)において, 人民公社を所有, 生産, 分配の制度について考察した。そして終節において, 教授の独自の論点, 「公社員の生産・労働の成果である所得の分配は, 生産を高速度で発展させ, 公社体制をひきつづき強化するためのきわめて重要な経済的な, また政

治・思想的な問題であり、また、国家・社会主義大工業と公社、公社と公社、公社と生産隊、各種集団と社員、および社員と社員の利害と直接にかたく複雑にむすびついた問題である」とする論点を提起された。この分配制度についての論点は、方法論として正確であり、今日の「家庭財産（計酬）承包責任制」農業の考察についても適用されるものである。

松野教授の論述を、今日に及ぶ農業合作制理論に敷衍して述べるならば、つぎの若干の論点を指摘することができる。論点の核心は、土地、生産手段の所有における私有、集団所有および合作社所有。合作社所有は、私有の土地、生産手段を合作社に出資して、合作社経営に委任するもので、社員として「持ち分」を保有する関係である。当然、経営余剰の配当、出資にたいする配当（股息）を予定する。

また、出資は合作社社員の資格を得る＝合作社加入の必須の条件であり、加入ののち、合作社事業に参加する。集団労働参加のばあいは、労働報酬請求権が発生し、一般的には労働の量と質に応じた分配（按勞分配）を請求する。この場合、合作社所有、合作経営、合作労働（集団経営）の3者はただちに一致するものではなく、別個の選択的な関係でありうる。

農業生産合作社（土地、生産手段の私有を基礎とした合作社所有、つまり初級合作社のばあい）の成果配分は、まず生産費用部分の控除、蓄積分の留保、残額の社員分配＝消費性分配となる。このばあい蓄積（集団）と社員分配（個人）の矛盾が発生する。そして社員（個人）相互間に社員分配をめぐる矛盾が発生する。

松野教授は分配基金＝労働報酬基金の、出資された土地、生産手段に按分した分配（「土地報酬」と労働の量と質に按分した分配（「労働報酬」）の矛盾を分析した。このばあい、社員間で土地所有が平等で合作社加入時の土地出資が平等であれば、「土地報酬」は私有制意識にたいする配慮以上のものでなく、社員間の矛盾は労働の量の多少、質の高低を反映するもので、反映が正確であれば説得的であり、矛盾は発生しない。

しかし、新解放区において1950年「土地改革法」に準拠した土地改革の執行された地方のばあい、矛盾は複雑である。一般的には執行された区域＝郷の範囲で分配土地は農戸の人口に按分され、いわば平均的である。しかし、中農、とくに富裕中農のばあい、現有の所有＝耕作土地状況を考慮し保証する措置がとられたため、家族人数、労働力数に比べて、土地所有面積が多い結果となった。このばあい、初級合作社への全面加入、つまり土地、生産手段の全額出資が実行されると、貧民に比べて中農、貧中農に比べて富裕中農の社員は、土地報酬が相対的に多く、労働報酬が相対的に少ない結果となる。松野教授はこの問題を詳細に考察した。

問題は「土地報酬」の廃止、高級合作社への移行（1956—57年）に伴って発生した。初級合作社の報酬分配において、その労働報酬が当該地方の富裕中農水準に到達した条件のもとで、土地報酬を廃止するのは、一つの見識をしめす。しかし、土地報酬と労働報酬の併用は、元来上記の条件下で土地報酬を廃止するという経過的措置ではなかった。その併用は農民が小私有者であり、また勤労者でもあるという歴史的な性格者であることに由来するはずのものであった。この歴史的な性格は合作社における労働報酬が富裕中農の自家労働報酬水準に到達し、土地報酬を廃止しても、合作社内の富裕中農社員の生活に影響しなくなったという、数年で発生する条件のもとで消滅するものではなかった。後述する「農村における社会主義の高潮」（1955年以降）、農業高級合作化（1956—57年）、そして人民公社化（とくに1958—61年）における「左傾錯誤」は、主として

農民の歴史的性格の誤認に端を発したと云うことができる。

(2) 初級農業生産合作社論

いわゆる初級合作社には定説がある。例えば互助合作化の初期の中共中央の決議は次のように説明している。「土地入股（出資の意—引用注）を特徴とする農業生産合作社である。土地合作社とも称する。この形式の合作社は……農業と副業の結合を包摂し、ある程度まで生産の計画性や技術の分業、共同利用の若干の改良器具、公有財産などを包括している」。「中央は農業生産合作社の両面の性質を評価する。一方の性質は私有財産を基礎とするものであって、農民は土地私有権、その他の生産手段の私有権を所有する。農民は入股した土地にしたがって一定の収穫物の分配を受ける。また入股した道具や家畜について合理的な代価を得る。他方の性質は共同労働を基礎とするものであって、労働を計算した報酬（計工取酬）、労働に応じた利益配分（按勞分紅）を実行する。また、合作社は若干の公共財産を所有するが、これらは社会主義の要素をなす」。

「土地合股の生産合作社では、収穫物の分配に関して、土地按分と労働按分の比例は、はじめには規定を固定せず、成員の自願にもとづき、現地の経済発展の条件を考慮し、また労働力多く土地少ない社員と土地多く労働力少ない社員を考慮し、それぞれが合理的な利益を得ることのできるようにする。のちに生産が発展し、土地改良による変化の過程で、大衆の意識程度や収入の増加にもとづいて、逐次により合理的で大衆の受入れることのできる比例に漸次に変える」（1951年12月15日「中共中央關於農業生産互助合作的決議」草案）。

毛沢東は1953年10月下旬、第3回農業互助・合作会議の開催中、つぎのように論じた。「農業生産合作社には、社内、社外ともに矛盾がある。現在の農業生産合作社はまだ半社会主義のものであるが、社外の個人経営の農民はまだ完全に私有制であって、この両者のあいだには矛盾がある。……現在の農業生産合作社は、やはり私有制の基礎のうえにつくられたものであって、個人所有の土地、大家畜、大型農具が組合に出資されているので、社内にも社会主義的要素と私有制との矛盾があり、この矛盾を逐次解決していかなければならない。将来、いまのこうした半ば共有、半ば私有から集団所有に進めば、この矛盾は解決される」（「關於農業互助合作的再次談話」1953年11月4日談話、『毛沢東選集』第5巻）。第1歩として、（数戸あるいは十数戸からなる農業生産互助組、第2歩として半社会主義性質の初級合作社）「そのあと、第3歩としてはじめて、これらの小規模な、半社会主義的な合作社を基礎に、同じ自願互利の原則にもとづいて、更に連合して大規模な、完全に社会主義的性質の農業生産合作社をつくる」（「關於農業合作化問題」『毛沢東選集』第5巻）。「半社会主義の合作化を基本的になしとげるとは、どういうことであろうか。それはつまり、農村人口の70ないし80パーセントが半社会主義の合作社に加入することである」（「農業合作化の一場辯論和当前的階級闘争」『毛沢東選集』第5巻）。

「全面規画」。「規画にはつぎの数種類がある。(1)郷村合作社規画。……(2)全郷の規画。全国に22万余郷があるので、22万余の郷の規画を立てる」（同上）。

初級農業生産合作社の骨格は上述の如くである。概括すると、初級合作社には両面の性質、つまり私有制と社会主義の二つの要素がある。所有制の面において、また分配の面において両面がある。合作社内部では、私有土地の出資上合作労働として、社外部の関係では個人経営と合作経営として存在する。初級合作社における私有制と共有制の両面の特徴は、土地改革後の中国農民

の特質、つまり「一面は個人経済の積極性、他の面は労働互助の積極性」を反映したものである。また勤労農民の特質、「勤労者としての側面、所有者としての側面」を反映したものである。それはすぐれて中農的な関係であって、すなわち、中農の特性、勤労者にして所有者であるという特性を基礎にして成り立ったものである。

その意味で初級合作社は出自は勤労農民であり、前途は抽象的には社会主義的發展である。その前途に関して、毛沢東はやや特殊な発想をしめした。その一つ。「半社会主義の合作化を基本的になしとげるとは、どういうことか。それはつまり、農村人口の70ないし80パーセントが半社会主義の合作社に加入することである」（前出「農業合作化的一场辯論和当前的階級闘争」）。これは中国農村の全般の広がりにおける普及を云ったものであろう。

その二。それは同時に一つの郷（行政村）一つの村（自然村）における普及をも意味するようである。それは「全面規画」構想を提示したさい、「全郷計画」に触れて、全国22万の郷、22万郷規画に論及しているからである。農業合作社規画が「郷村合作社規画」として提起され、合作社を地縁組織として措定することは、合作社に合作社原則と並んで、それとは異質な地域社会原則をもち込むものである。

例えば、合作社が「自願互利」を重要な原則とするのにたいし、地縁組織はその出生に由来する不選択、当然加入を原則とする。合作社がこのようにして、自願原則をしりぞけて、「当然加入」という一種の強制加入原則を導入するとき、合作社に必要な生命力の薄弱の危険性が迫るのである。この危惧は後続の人民公社制度において、けっして杞憂でなかったことが明らかになる。

(3) 杜潤生「中間的過渡性經濟形態」論

農業合作化は農業生産合作社（1955～57年）、初期農村人民公社（1958～61年）、三級所有制農村人民公社（1962～81年）、そして家庭聯産承包責任制（1982～現在）の各段階を經過した。

中共中央の政策理論家杜潤生氏はつぎのように回顧している。「1950年代にはじまる農業社会主義改造は基本的に成功したものであった。基本的生産資料の公有化を実現し、搾取制度を廃止した。都市農村人民の農産物需要を充足し、工業建設を支援した。そのすべてが重大な成果であることは衆目の一致するところである。……党中央が第十一期三中全会（1978年12月——引用注）以来実行した農業生産責任制は、（党の活動のなかに生じた——引用注）欠点を克服し失敗を是正し、合作經濟をより完全なものにするためであった。また我国の国情に適した社会主義の道をきり開いて、より大きな勝利をかち取るためであった」（杜潤生論文『人民日報』1983年3月7日）。

農業生産責任制は、公社生産隊の後身をなす村級合作組織（平均285戸）の生産業務を各農戸の責任に分担する、発包と承包の仕組みである。合作組織に責任＝承包制を導入した新制度ではあるが、発包主体の発展のモメントが弱体化のケースが多い。その考察は別の機会にゆずるとして、杜潤生の合作制論に注目したい。

「なぜ合作制を実行するか。わが国は農民人口の多い国家である。農民は労働者階級の同盟者である。彼らは勤労者であり、また小私有者である。マルクス主義原理によると、農民の経済的地位を改善し、農業經濟の後進的狀態を改変するには、小私有制を公有制に改めなければならない。ただし強制手段を用いることはできず、また一片の法令によって、農民の小私有制を廃止す

ることはできない。経済的に漸進の過渡的方法をとるべきであり、必ず一つの中間的過渡の環節をつかまなくてはならない。合作制はつまり一つの適切な環である」。

杜潤生の指摘によると、合作制が「中間的過渡の環節」「過渡性経済形態」としてはたす役割はつぎの3点である。(1)自願互利を基礎に聯合労働を実行し、基本的生産資料の公有制への転換によって、資本主義的両極分化を回避する。(2)分散した資金を集積し、生産手段を社会化して、社会主義的公有制の物質的前提をうち立てる。(3)国家計画の指導と農民の自主権を結合する。

「この3点の役割から知られることは、合作制は一種の過渡性の経済形態であって、承前啓後、推陳出新が可能である。また、個人的利害と全体的利害を結合し、公私を結合するものである」（杜潤生）。

指摘される合作制の特質は、人民公社制を単純に合作制としてみることは困難であるため、これを除くと主として1950年代後期の農業生産合作社の経験を反映したものとみることができる。「承前啓後」や「公私結合」については、松野教授による農業生産合作社の分配問題にかんする分析が、示唆的である。

(4) 「聯産承包責任制」と合作社理論

杜潤生の合作組織にたいする「中間的過渡性経済形態」規定は、協同組合についての一般論であるが、とくに聯産承包責任制の理論的規定でもあると思う。それは1950年代の初級合作社と比べて、合作組織における個人経営の位置をはるかに重いものとしている。その核心は統一経営（合作経済）と分散経営（家庭経済）の結合、合作経済による作業項目の「発包」（責任配分）と家庭経済による「承包」（責任分担）の結合、総体としての合作経済組織の重層化である。それは統一経営の優越性と分散経営の積極性との結合と評されている。

聯産承包責任制の特徴は、第1に合作経済組織に個人経済の要素を導入したことである。かつて初級合作社においても、土地の私有と現物出資、土地報酬という要素を内包していた。それは「个体経済の積極性と労働互助の積極性」の統一と評価されるものであった（中共中央「關於農業生産互助合作的決議」（草案）1951年12月）。聯産承包責任制における個人経済の要素は、歴史的に30年の合作経験を基礎にしたもねであり、しかも云わば合作経済の外側に配置されるという特異性を具備する。

第2の特徴は合作経済が「村」という自然村（全国平均で一村は285戸、人口1125人、1992年現在の数値）を単位とする全戸網羅の「地縁組織」を基盤とすることであった。地縁組織が合作経済の単位であることは、それが選択、民主の原則によるものでなく、選択、民主以前の慣習体に依拠することである。これと比べて1950年代の初級合作社は、地主、富農の参加を許さず、貧農主導下の貧農、中農の階級組織として成立した。1956年現在、初級合作社の戸数規模が全国平均で51戸であったことは、それが地縁組織でなく、階級組織であったことをしめす。

第3の特徴は中共の指導方針として、地区性合作組織と並んで專業性合作組織が提起されたことである。その自らの性質として、專業性合作組織は云わば「業縁組織」であり、選択的自主的に組織されるものであった。農村の合作組織としては、現段階では村段階において村民委員会（自治機関）、村党支部と並ぶ地区性合作組織が形式上は主流である。将来の帰趨は判断し兼ねるが、中国農村において合作組織の形態として、地区性合作組織と並んで、專業性合作組織が提起

されたことは留意さるべきである。

しかし、両種合作組織は平等、選択的な地位にはないと思われる。主流は依然として地区性合作組織である。農村基層組織は、村級の党支部、村民委員会、地区合作経済組織として構成されていて、その性格上いずれも村級社会の地域網羅の機能をはたしている。換言すると、三者はその性格上、地縁組織であり、あるいはその系譜にぞくす。専門性合作組織は補充的であり、傍流にぞくすと思われる。

したがって、合作組織を「中間的過渡性経済形態」とする見解を考察するとき、当然、主題は地区性合作組織に置かれる。そうした見地に立って、聯産承包責任制を合作組織の一形態としてその特徴を論ずる場合、初級合作社との比較が重要である。

聯産承包責任制と初期合作社は、いくつかの点で共通性がある。云うまでもなく合作社としての共通性がある。なかんずく、私的経済と集団経済の両面に互る農民の積極性の発揮である。初級合作社については、土地改革後の農民の特性として「个体経済的積極性」と「互助合作的積極性」が挙げられた（1951年12月15日「中共中央關於農業生産互助合作的決議」（草案）。

聯産承包責任制については、「社員個人的生産積極性」と「統一経営・分工協作的優越性」とその統一が挙げられた（1980年9月27日「中共中央印發〈關於進一步加強和完善農業生産責任制的幾個問題〉的通知」）。いくらかのニューアンスの差があるが、換言すると個人経済のモメントと合作経済のモメントの統一と云うことができる。この点において、初級合作社と聯産承包責任制とのあいだに共通性があると云ってよい。この共通性は重要であって、共通性にもかかわらず、つぎにみるような異質がなぜ生じたのかである。

すなわち、個人経済のあり方が初級合作社においては、統一経営、聯合労働に対する「土地入股分紅」として内在している。しかし、責任制においては、村級合作経済組織に対する「承包」契約の家庭・個人経済として外在する。

つぎに所有形態としては、初級合作社は基本的に私有制であって、私有の土地、役畜の出資（「入股」）にもとづく統一経営体であり、聯合労働が組織される。これに対し、責任制の場合、土地、生産手段（農機、土地施設）は村級の集団所有であって、分散する家庭経営は生産業務について、村級集団所有＝合作組織からの「発包」＝責任配分にたいする「承包」＝責任分担という関係にある。

家庭経営が集団所有、統一経営に対して如何なる地位を占めるか。その関係は「発包」と「承包」という形式の契約（「合同」）制と云われる。その「承包」期限は15年と延長30年間という長期であり、義務であると同時に権利であると考えられる。「承包」はしばしば「両田制」、すなわち、生産物（穀物）の政府にたいする売渡責任量をしめす「責任田」（家族の労働力に按分して配分される）と、家庭の消費する粮食生産に用いられる「口糧田」（家族人数に按分して配分される）に区分される。そして義務性の「責任田」耕作は、村民委員会（自然村の自治機関）の同意を得て、他の農家に委譲される（「転包」）ことがある。

1980年代後半期の趨勢として、村級合作経済組織の名存実亡の傾向が指摘される。すなわち、農機、土地施設の村級統一経営はその実体を喪失し、農家の家庭経営の対極をなす集団所有＝統一経営が名存実亡したのである。統一経営と分散経営の結合（統分結合）の重層経営が解体し、経営は農家経営に収斂されるにつれて、村級合作経済の基礎をなした村級集団所有は村民委員会

所有の形式として実在するようになり、村民委員会と農戸のあいだは「租佃関係」（小作関係）となり、「農家の生産、分配、交換、消費の四大環節はすべて自主独立して実行されるようになり、典型的な農家経済となった。したがって、大多数の地区（「社区」）の農業集団経済組織はすでに存在しないものとなった（劉福垣『農村改革的新方略』中国財經出版社刊 p.21）。これは一つの新認識をしめす。

ここで改めて問われることは、「集団所有」問題である。第1は集団経営ないし統一経営の実体を喪失した集団所有とは何かという問題である。これを初級合作社に類推すると、合作社社員のコoperative経営参加が解消するとき、必らず合作社に対する土地出資も解消するであろう。第2に杜潤生の云う「中間的過渡性経済形態」論に立ち戻ると、杜潤生の理論規定は合作社が社会主義発展の過渡だけでなく、個人経営への逆転の意味も内包すると理解すべきであろう。

つぎに集団経営の実体の解消した集団所有の実在という事態を、如何に理解するかという問題がある。それは農業合作が農業集団を形成するのか、あるいは一定の地縁的区域を予定し、その区域の全戸、全人口を包摂した農村集団を形成するのかという問題と関係する。具体的に云うと、初級合作社はその展開過程において、自然村（村）、行政村（郷）のいずれにせよ、全戸加入の地縁組織となることはなかった。しかし高級合作社は1956～57年当時、その成立がしばしば「併社昇級」もしくは「一郷一社」原則に導びかれた事情も影響して、自然村を超えて行政村（郷）区域で成立することとなった。そのばあい、組織は「自願互利」原則を離れ、地縁組織の旧慣習に依拠することになる。初級合作社が地主、富農と対抗した貧農、中農の階級組織として成立したのと対照的に、高級合作社は地主、富農の参加を許容し、全戸加入、地域網羅の地縁組織として成立した、と云うことができる。地縁組織は「宗族組織」の影響のない場合でも、旧慣習にもとづいて土地などの「集団所有」を成立させる。その所有は特殊であって、特定の所有者が存在せず、無所有の関係を表現するもので、日本の林野利用慣習である「入会地」慣行に類似すると思う。その無所有を「集団所有」と呼称するのは、その所有関係が国有に非ず、個人所有に非ず、然るが故にその中間に位置することの便宜的呼称にすぎないと考えられる。

（5）地区集団所有の系譜

自然村の村級合作経済組織の基礎をなす地区（「社区」）集団所有は、その成立の系譜によって規定される。農業生産合作社（初級と高級の2段階）にはじまり、農村人民公社（生産隊）を経由して、農業生産責任制に至る農業社会主義改造の過程をつうじて、今日にみる個人「持ち分」のない、「村」所有形式とも云うべき、そして合作経営の事実上の解消後にも継続する、特異な集団所有が形成された。このような集団所有を如何に理解するか。個人所有と入股というモメントに欠け、合作経営組織という所有と経営の係に欠けた集団所有を、如何に理解するか。中国の一部の論者のように、所有を村民委員会所有制として、各農家に対する「租佃関係」とみるのは、一つの見解であるが、社会主義的合作経済における役割を如何に評価するかの問題は残る。これは中国における農業合作化の歴史の所産であるから、合作化が土地、生産手段所有の問題を如何に処理してきたかを考察する必要がある。

（1）初級合作社。土地私有制を基礎とした「土地入股分紅、聯合労働、統一経営」。初級合作社が互助合作の主要な形式をなした1955年、全農戸の14%が加入し、平均26戸であった。初級合

作社は地主・富農の加入を制限した、貧農、中農の組織であった。したがって村地域の全戸加入の網羅組織ではなく、農業組織ではあっても、農村組織ではなかった。

(2) 高級合作社では面目が一変した。1956年には農家の62%が加入し、平均245戸の規模であった。多くが自然村もしくは行政村の区域で成立し、地主、富農も加入が承認された。一郷一社の設立方式の場合は、全戸加入の網羅組織となった。合作社運営は行政村の行政運営と接近、融合を強めた。粮食統一買付機構としても機能し、不可避免的に全戸対象の組織運営の性格を濃厚にした。つまり、合作社組織は一義的な農戸組織ではなく、行政機構であり、粮食管理機構でもあった。そうした外部的な執行機能——しばしば強制的でさえあった——に支えられた組織の形式であった。その形式に如何程の内実＝階級的生産的な実質をつくるかは、合作組織（生産関係）が実現する生産力水準にかかる。

(3) 農村人民公社。1958～61年は創立期にして、その後に数次の改組が加わるから、1962年「農村人民公社工作条例」——生産隊を基礎とする三級所有制——について論ずる。ちなみに1962年の概況は農戸13410万戸にたいし、74771公社（平均1793戸）、70.3万大隊（191戸）、558万生産隊（24戸）である。私の見聞によると当時の公社はいまの郷鎮に、生産大隊が村民委員会に、生産隊が村民小組合に該当すると云ってよさそうである。

そうした組織状況のもとで、生産大隊に党委員会、管理委員会があって、そして自然村に該当するようであるから、生産大隊が公社における事実上の基本集団であったと想定する。生産隊が「基本核算単位」をなすということは、それが労働＝作業の単位、労働点数の計算単位であることを意味する。生産大隊は「一平二調三收款」（平均主義、調達割当、費用取立）などの悪弊を利用して、諮意的に生産隊に関与したようである。その意味で今日の自然村＝村民委員会が地区合作経済組織、集団所有の単位であるという事情は、人民公社の生産大隊の系譜をひくものと考えられる。労働と分配の単位をなした生産隊が自立性に乏しく、作業組織であっても経営体でなかったことが、社員＝農戸の民主生活の場とならず、「只顧千分、不顧千斤」の労働態度を生み出した理由であると思う。

私の印象であるが、人民公社管理委員会は公社の最高級の管理機関であるが、その責任幹部は県機関（人民政府、党委員会）に事実上の人事権がある。選挙による選出などの手続きはとるが、その幹部は県の派遣幹部によって占められた例が多い。生産大隊級は行政の管理委員会、党委員会ともに当該村の出身者である例が多く、生産隊幹部から抜擢されていたようである。

したがって人民公社の組織体制の要は生産大隊であって、「政社合一」の実質は生産大隊機関が体现していると云える。「政」とは行政機関であり、党政一体の党機関であり、粮食統一買付制に代表される計画経済体制である、「政権組織の基層単位」である。「社」とは人民公社の「工農商学兵の結合した社会の基層単位」（1958年12月10日「中共中央關於人民公社若干問題的決議」）の側面である。「政社合一」を換言すると、「政」の機構によって「社」の組織を固める関係であり、「政」が強大であればある程、「社」は自主性民主性に乏しい関係となる。

論究の方法として、1980年代、90年代の農村について、集団や組織の空洞化を示唆する見解がある。杜潤生によると生産隊の三分の一は「集団経済が比較的うまくいっている」。また「三分の一はやや悪いが、うまくやれば向上する」が、残りの「三分の一は集団が配分する平均収入が50元以下で、社員の労働消耗を維持する費用を補填できない」（『紅旗』1981年19号の報告論文）。

これとは別に陸学芸氏は1989年2月の文章で、もとの生産隊、現在の居民小組の多くが政治、経済上自らの機能を果していないと指摘している。「村級の組織は経済の実体をなしていない」として、この基層組織の半身不随状況は相当数の省区において三分の一を占めるまでになると指摘した（『当代中国農村与当代中国農民』知識出版社刊 p. 385）。

両氏の指摘は時期はずれ、ニューアンスもちがうが、生産隊＝村民委員会級の相当広い範囲の村落において、合作経済組織、集団所有が機能を喪失していることをしめしている。全般的には1994年12月、中共中央組織部「關於進一步整頓軟弱渙散和癱瘓狀態党支部的意見」（『人民日報』1994年12月23日）がしめすように、農村党支部の半身不随の状態は看過できないまでに広範囲に広がっているようである。農村党支部が半身不随、政策執行機能の低下に陥ったことには、党支部が台頭する「宗族組織」の支配下に組み込まれる事例さえあった。注目されることは、「宗族組織」が土地改革、互助合作化、人民公社の各時期をつうじて、根絶されることなく、存続したことであった。その存続はとくに人民公社期にみられる、生産隊組織の民主性、自主性の喪失（あるいは未成熟？）と深く関連するように思える。

(4) 生産隊の自主権。文化大革命の終結から改革開放への「歴史的転換」において、農村で最初に問われたのは、生産隊＝農民に課された不当負担の問題（1978年6月湖南省湘鄉県）、幹部の強迫命令、違法乱規問題（1978年7月陝西省旬邑県）、生産隊自主権の問題（1978年安徽省淮北地方、10万生産隊）などであった。いずれの問題も生産隊＝農民の民主、自主に関わる問題である。そのうち生産隊自主権は人民公社制度の問題であり、「基本的核算単位」として生産隊が集団と農戸の結びつきとして果す機能に関わる問題である。当時の状況として、「四人組」批判として提起されたが、やはり人民公社制度の基本的性格も問われている。「生産隊の自主権は中国現段階における、農業生産発展に不可欠の重要条件である。事実が証明するように、四人組の仮左真右の修正主義路線は、農村の社会主義的生産関係を破壊し、農業基礎の方針を破壊し、農村経済を破壊したことは、実質上、生産隊の自主権を否定するものであった。生産隊の自主権喪失はつまりは、実際から出発し、因地制宜、大衆依拠の生産発展の権限を喪失させるものであり、生産の面で臨機応変の能力を奪い、完全に受け身の地位に置き、自然に対して闘争する戦闘力を喪失させるものであった」（許仲英「從安徽淮北看生産隊自主権問題」『人民日報』1978年11月23日）。

評者は「四人組」を「仮左真右」＝にせの左傾真の右傾と云うが、その後総じて「左傾錯誤」路線として批判されるものであった。それは1950年代後半の大躍進＝人民公社化にはじまり、1966—76年の文化大革命期に至る20年に及ぶ長期間継続された中共の基本路線の性格であり、その農村政策の核心の位置をしめたのが、「生産隊自主権」の喪失を迫る機構であった。それは「機構によって固められた集団」の特徴とも云うべき欠点であった。当時の生産隊は自主権喪失の状況下でも、「機構によって固められ」て機能したのではなかったか。その組織の実質に「渙散和癱瘓」の傾向が潜在しなかったか。

(5) 農戸聯産責任制。1982年にすべての農村に普遍的に実行された農戸聯産責任制の主な特徴は、村合作経済＝統一経営と家庭分散経営の結合（統分結合、双層経営）である。また農民の表現を以てすると、分配の面で「交够国家的，留够集体的，剩下都是自己的」の責任（承包）制であった。1950年代の半社会主義の初級合作社と比較すると、初級合作社は土地私有、入股分紅、合作経営であり、農戸責任制は土地共有、農戸分散の承包経営である（杜潤生『中国農村經濟改革』

中国社会科学出版社刊 p. 27参照）。

所有と経営の矛盾（対立と統一）の論法を以てすると、矛盾の性質を規定する矛盾の主要側面は、初級合作社においては合作経営にあった。そして農戸責任制においては統一経営にあるとされた。その点に、前者が生産力の発展につれて、高級合作社に発展するモメントがあり、後者がやはり生産力の発展を条件として、単層の合作経済組織、統一経営に上向するモメントがあるのであった。1980年代後半の経過をみると、統一経営としての向上ではなく、統一経営の名存実亡化、租佃関係化が主要な傾向であるとする評論が有力である。これは如何に理解すべきか。

論点を生産組織論に定めるならば、農戸聯産責任制は、自然村＝生産隊の強化ではなく、農戸＝分散経営に向けての散漫を促した。この傾向は中国農業の生産力が、党政の「機構で固める」力が弛緩すると、村級の「組織」すら解消に導びく水準にあることをしめすものであろうか。この方式のもとで発揮された農民の「分散経営の積極性」は、「統一経営の優越性」を超えて、「一家一戸」の農戸経営に向ったのであろうか。

「聯産承包責任制の推進過程で、多くの地方が双層経営を堅持して、素晴らしい経験を数多く創造した。ただ少なからぬ地方が、改革の初期の経験の欠如のため、一面的に“分”の側面を強調した。集団の財産が消失し、集団経営というこの一層はきわめて多くの村で見掛けだけのもの（「空架子」）となり、双層経営は実際上は家庭経営という層を残すだけのものとなった」（宋平1990年6月22日講話，中共中央文献研究室，國務院發展研究中心編『新時期農業和農村工作重要文獻選編』中央文獻出版社刊 p. 608）。

農業生産組織はその生産力水準に適合したものであれば機能する。村級合作経済組織と家庭経営を結びつけ、この農戸責任制は中国農業の生産力水準に適合した方式として評価されたのであるが、村級の経営が「空架子」となったことは、とどのつまりこの方式が生産力水準に適合しなかったことを意味するのであろうか。いずれにせよ農戸責任制のもとで、かなり広範の農村において、事実上の「分田単干」が出現した。

(6) 政社分開。すでに農戸責任制によって、生産隊は生産大隊の管理から解放され（1982年）、農戸は生産隊と契約関係を取り結び、實際上、いちじるしく独立的な経営と化した。人民公社の3級所有制は事実上解体し、3級はそれぞれ独立の経済主体となり、基層の生産隊は「空架子」と化す傾向を強めた。改革は市場経済方式に向けて進行し、1983年に「政社分開」の改革措置がとられた。

1983年10月に「政社分開，郷政府樹立」の措置がとられた。しかしすでに前年12月，中共中央の1号文件「当前農村經濟政策的若干問題」（前出『新時期農業和農村工作重要文獻選編』 p. 164）が「政社分開」の具体的方針をしめし，改革を進めた。すなわち，人民公社体制改革は農戸生産責任制と政社分設の両面から進められた。

「人民公社の元来の基本核算単位であった生産隊もしくは生産大隊は，聯産承包の実行以後は，統一経営を主とするものあり，分戸経営を主とするものありだが，いずれにしてもそれは勤労大衆の集団所有制の合作経済である。その管理機構はまた国家の計画的指導に照らして，各生産項目を按配し，粮食売渡任務の完成を保証しなければならない。集団の土地など基本生産資料やその他の公共財産を管理し，社員に各種のサービスを提供しなければならない。土地経営のためには，この地区性の合作経済組織は必要である」。

ここに郷政府樹立に至る過渡期に、地区性合作経済組織が行政機能を遂行することの期待が述べられているが、すでに「政社分設」に踏み出したため、単なる期待に留まらざるを得ない。むしろ事態は地区合作経済組織自体が、「政社分設」を機会に、「政社合一」に由来する「機構で固められる」状況は変化し弛緩に向う。「空架子」状況の出現である。そして農村基層政権組織の「癱瘓」状況に至る。

Ⅱ 「農業社会主義」論争

(1) 鄧子恢の「平反」

1981年3月、中共中央の名において、鄧子恢の「平反」、名誉回復の措置がとられた。それは前年、1980年12月、杜潤生を責任者とする国家農業委員会内の党組織が提出した「為鄧子恢同志平反問題的請求報告」にもとづいてとられた措置であった。

報告によると、鄧子恢は1953年に党中央に開設され、1962年11月に廃止されるまでの10年間、農村工作部の部長をつとめ、在任中、農業集団化問題について、毛沢東と意見を異にし、二度に互り批判を受けた。そのことは『毛沢東選集』第5巻（1977年4月刊）によって、すでに私たちの知るところであった。『選集』掲載の毛沢東の談話記録を読んだとき、中央機関の部長級、國務院副総理であった人物に対して、このようなかたちの批判がまかり通ったことに驚ろきを禁じ得なかった。私の想いである。

毛沢東は「農村工作部は存続の10年間をつうじて、一度もいい仕事をしなかった」（十年來沒有辦一件好事）と酷評した。「農村工作部搞資本主義」とされ、鄧子恢は「沒有社会主义革命精神準備的人」とされた（郝夢筆、段浩然編『中国共産党六十年』解放軍出版社刊 p.547）。つまり全否定である。全否定の鄧子恢が「平反」されたことは、1953年から1980年にいたる27年間に互り、中国共産党の指導方針について、鄧子恢とその思想が正しく、それと対立する毛沢東と党中央に誤まりがあったことをしめすものである。

その誤まりの性質は「左傾錯誤」と規定された。ことの性質上、1953年以前、例えば1950年の東北の富農問題、1951年の山西省合作社に関する劉少奇の「農業社会主義」とする批判の問題には論及がない。しかし、農業集団化政策の論争をたどるとき、1951年の劉少奇と山西省党委員会の対立の性質はやはり論ずべきことである。小論が後述する如くである。

「平反」の主題は主に二点である。二度に互る鄧子恢批判は、(1)1955年の浙江省農業合作化にたいする「堅決収縮」措置の問題、(2)1955年6月以降の農業合作化の進度をめぐり問題であるが、「右傾機會主義」として批判された。また、1962年春、鄧子恢が提唱した「生産責任制」（作業組による包工、つまり包工到組と包工到人）は、過去の業績との関連で批判された。概括すると、前二者は執行された政策に関する問題であるが、生産責任制は制定される「農村人民公社工作条例」の条項についての異見であった。生産責任制に関する鄧子恢の見解はのちに、1981年6月の「中共中央委員会關於建国以來党的若干歷史問題的決議」第16項において、「これらはすべて、当時もそれ以後も重要な意義をもつもの」と云う評価が下された。

しかし、そのような評価を以てしても、鄧子恢の当時の見解が農業責任制の指針として役立つとは云えない。1985年以降、顕著な傾向となった村級集団所有の空洞化、村級合作経済組織の名

存実亡を迎えた責任制については云うをまたない。

一考を要することは、社会主義の時代認識であって、一つの達成の有効が短命なことである。中国新民主主義革命についてみると、三座大山＝封建主義、帝国主義、官僚資本主義の打倒は、強いて云えば新社会の創造を意味した。しかし、この革命の後半、社会主義革命への転化について云えば、例えば数年の経過後に建国を以て、その転化の開始であったとするなど、政策の転換、判断が複雑である。

社会主義とは絶えざる変革であり、それぞれが思想による創造である。そこに論争が不可避であって、論争のみが生命力である。1980年代の改革開放の時期に、社会主義は改革であると論じられたが蓋し然らんである。例えば後述において、多くを依存する著作、薄一波著『若干重大決策与事件的回顧』（中共中央党校出版社、全43篇）は、党史性の事件に関する当事者の回顧記録ではあるが、そのまま直ちに壮大な社会主義論を構成するものでもあった。それは社会主義の歴史的な性格に由来するものである。これを換言すると、社会主義の歴史過程においては、政策形成がすぐれて論争的であるということである。

(2) 「趁熱打鉄」

鉄は熱いうちに打てという指導思想は、社会主義の歴史段階に入ったのち、土地改革が民主主義革命の遺留された課題」として遂行されたことに由来する。燕凌が『中国社会科学』1981年第6期に発表した論文「我国農業社会主義改造的必要性、可能性及其実現」が周到な説明を与えている。

「我が国では土地制度改革は、共産党の指導する広範な農民大衆の自分が自分を解放する大衆運動であった。この運動において、貧農下層中農は農村における優位をうち立てた。地主は打倒され、富農の一部は消滅され（旧解放区）、一部は孤立している（新解放区）。中農は富裕中農を含めて、貧農の周囲に団結している。……貧農下層中農は土地改革の大衆運動のなかで、第一の組織起来（農会、貧農団の成立）によって封建勢力をくつがえした。第二の組織起来（互助組、農業合作社の成立）によって貧困を征服する力量をつくることに思いを致した。土地改革後、農村の世論は搾取を恥じ、勤労を名誉とするようになった。土地改革が実施されると、農民が占有する土地、生産手段の差は大きいものではなくなった。こうしたことすべてが、農業社会主義改造の有利な条件となり、有利な時期となった。これを趁熱打鉄と云う」。

土地改革後、農民のあいだの勤労名誉、搾取恥辱、そして「第二の組織起来」とする声は一般的であった。しかし、政策の選択をめぐる両論があり、機に乗じて互助合作を促進するか、一定の期間を置くかの対立があった。「党と毛沢東同志は土地改革後の農民、とくに貧農下層中農の組織起来の要求を深く理解し、趁熱打鉄を決定し、互助合作運動を展開した」（劉裕清「論我国農業的社會主義改造」『党史研究』1981年第5期）。

云うところの中共党の決定は1951年12月に試行草案として採択された「中共中央關於農業生産互助合作的決議」である。この決議は土地改革後の農民に二つの積極性があるとした。一つは「個体經濟發展の積極性」であり、他の一つは「互助合作發展の積極性」である。その組織形態を略述すると、第1は季節性の労働互助組、第2は通年性の生産互助組、第3が土地出資の農業生産合作社である。決議の時点において、互助組は、華北地方で農民の60%、東北地方で70%を

組織していた。総じて土地私有、個人経営を基礎とするもので、季節的あるいは部分的な作業、生産項目の共同作業を以て補充とする組織であった。

こうした組織状況について、つぎの事情を考慮したい。第1は土地改革が農民の貧困を完全には解決するものでなかったこと。つまり平均化の方法を以て土地、農具などが分配されたが、その土地生産力と農民の生活需要を比べると、それによって貧困状態が解決されるものではなかった。これは農業生産力の発展によるか、もしくは農家人口の転出減少によるかなど、生産と家計の根本的变化を待つものであった。

第2は「白手起家」（河北省遵化县王国藩合作社の経験）。土地生産力の発展でもなく、家族人口＝家計の好転でもない、第3の方策として副業や採集など労働の面を挙げ、その収入の道を拡大するところの「白手起家」の方向で、互助組が活用された。依然として低い生産力、低い家計ではあるが、労働の面を拡大する互助組の効果は顕著であった。この互助組の成功はその限りのものであって、土地出資、協同経営、集団労働を伴う第3の組織形態にただちに道を開くものではなかった。この点、中共中央は互助組は合作社を準備すると考えた。

「中国農村の小農経済は、一種の後進的な生産様式である。それは労働生産性を持続的に高めるものでなく、農業機械や新技術の導入に適さず、水利工事に適さず、大自然災害に無力である。したがって、生産発展のためには個人経営農民（個体農民）、とくに土地改革によって土地は得たが、その他の生産手段にこと欠く貧農下層農は、互助合作の道を歩む要求をもつようになった」（劉裕青、前出論文）。

これは土地改革から互助合作に至る経過についての当時としての基本的認識である。しかし、半世紀近い歴史的経験はより深刻な認識を要求していた。例えば水利建設のような一過性の事業に、農業生産組織を適合することの不適切、また、生産組織の管理、経営、労働の三組織の重層化の必要などである。農業機械についても、その高性能、小型化につれて、必ずしも合作化や大規模生産組織を必要としなくなった。大きな変化である。

また、当時の認識をしめす「互助合作の道」についても、労働互助組と農業生産合作社を単絡させることはできず、両者に大きな距りのあることを指摘しない訳にはいかない。それは1980年代に提唱された「家庭聯産承包責任制」の教訓に基づく。責任制においては村級合作経済組織は経営組織ではあるが、生産項目の責任、労働単位は家庭であるという具合に重層的だからである。1980年代においてさえ、これが農業生産力水準に適合するとされたのである。

1950年代初頭に論点を戻す。いわゆる農業合作化、前記の第3の組織形態＝初級農業生産合作社は、農民経済の社会主義的改造を意味する。土地は私有制であるが、入股＝現物出資となり、土地私有は「土地報酬」の形態で存在するにすぎない。つまり、所有制そのものに変革を迫る。この変革はすでに「趁熱打鉄」の範囲を超えるものであった。農業合作化が農村変革の主題となるには、1951年に山西省が提起した合作化方針、これを空想として拒んだ劉少奇、中共中央華北局、両者の「論争」を経過する必要がある。また、前記の「二つの積極性」を一つの互助合作の積極性にしぼり、これを「社会主義の道」として措定し、「資本主義の道」との闘争を提唱するに至った。そこにはのちに成長、肥大する「左傾錯誤」が崩芽として生まれていた。論争と対立は1951年、1955年に頂点を形成し劉少奇、鄧子恢、毛沢東が登場する。

(3) 「農業社会主義」論争

1950～51年に出現した「農業社会主義」論争は、中国における認識としては「山西省が農業生産合作社を發展させる問題をめぐる論争」である。それは1950年の「東北富農問題」の論争の継続であり、のちに1955年夏以降の農業政策における「左傾錯誤」をめぐる論争に連なる。「論争の問題はその提起が旧解放区の互助組織を向上させるかどうかであったが、実質は当時の旧解放区農村あるいは土地改革後農村が、社会主義に向って移行をはじめるとどうかであった」（前出、薄一波著 p. 184）。換言すると、論争の本質は農業論争ではあるが、むしろ「新民主主義段階」論争に属すと云うべきであろう。とくに留意したいことは、1955年夏にはじまり20年間つづいた「左傾錯誤」論争との区別である。

論争の経過を摘記する。

1950年11月14日中共山西省長治地区委員会「組織起来情況と問題の報告」を『人民日報』に発表。旧解放区の互助組の土地、農具共有の組織への向上を提起。

1951年4月17日中共山西省委員会「把老区互助組織提高一步」。転換点に立った旧解放区互助組の高級化を強調。

1951年5月4日中共中央華北局が山西省委「把老区互助組織提高一步」に反対の意見を提起。現在は新民主主義革命期。私有財産を動かすのは社会主義革命の任務にぞくすと主張。

1951年7月3日劉少奇對山西省委「把老区互助組織提高一步」的批語。「土地改革以後の農村において、經濟發展をつうじて、農民の自然發生的勢力、階級分化が出現しはじめた。党内では一部の同志がこの自然發生勢力と階級分化を恐れ、その阻止、回避を企図している。彼らの目的は労働互助組や供銷合作社の方法を使って、この趨勢を阻止することにある。すでに一部のものは私有の基礎を揺がせ、弱め、さらに否定すべしとして、農業生産互助組を農業生産合作社に引き上げ、この新要素によって、“農民の自然發生要素”にうち克つという意見を提出している。これは一種の誤まった危険な空想的農業社会主義の思想である。山西省委員会のこの文献は、この種の思想を表現した一例である。特に印刷にして各責任同志の一読に付す」。

1951年7月25日、華北局關於互助組問題的報告。この報告は4月に開催された華北地区5省の互助組会議に関する党中央に向けた報告であって、山西省委の見解に明確に不同意を唱えた。劉少奇は多くの箇所に加筆訂正をした。とくに論争の部分に多く訂正を加えた。報告の核心部分は以下の如くである。尚、ゴチックは劉少奇の加筆部分をしめす。

「會議は山西省委員会のこの意見に不賛成である。目下の互助組織は个体經濟（私有制）を基礎とし、自願兩利の集団労働組織であるので、この基礎のうえに逐次に直接に集団農場に發展することはできない。というのは農業集団化は必ず国家工業化、機械化耕作および土地国有を条件とするからである。この条件を欠くとき、小農の分散性、後進性を改変して農業集団化を達成する方法はない。将来、これらの条件をみたしたとき普遍的に組織される集団農場は、目下の農業労働互助組にたいして云うと、それは一種の全く新たな組織と云うべきである。集団農場が組織されたときは、現在の形式の互助組は必要でなくなる。したがって山西省委員会が現在、互助組の内部で、私有財産は固めるのではなく、揺さぶり弱め、ひいては否定し、またそこから集団化を企図するような方針を提出するのは、誤まりであり、互助組の私有財産を基礎とした等価原則に根本から違反したものである。それはつまり互助組を直接に破壊することになる。富農がす

に発展を始めたが恐れることはない。将来適当な時期に、例えば累進税制を実行するなどして、制限することができる。現在、ただちに富農制限政策を提起して、農村の階級分化を阻止、回避しようとしても不可能である。それだけでなく農業生産の発展にたいして有害であり、したがって正しくない。上述の錯誤の思想の實質は、一種の空想的農業社会主義の思想である。

なお、当時華北局第一書記として直接に論争に参加した薄一波（前掲書、第9篇）は、この「報告」に劉少奇が互助組の強化は生産内容の一段の充実にまつとした、つぎの文章をつけ加えたことを紹介している。

「長期に亙り、農民のあいだにおいて、一種の実際的な集団主義の教育を行うことが、将来、集団農場を組織するさいに必要な思想基盤となる。

ここにあるのは1951年当時の論争的論述である。時代状況は(1)革命の歴史段階としては、「新民主主義制度を強固にする」ことを日程にのせたときである。(2)社会改革としては、1950年「土地改革法」による、新解放区土地改革が執行されつつあった。華北をふくむ旧解放区ではすでに互助組が普及し、その合作社への昇級が日程にのろうとしていた。

論争においては、論者のあいだに「新民主主義制度を強固にする」つまり資本家、富農の所有をふくむ私有制を保護する見解から臨むものと、例えば農村改革において、すでに互助組から合作社への発展を模索する見解から臨むものと、二つの大きな潮流があった。劉少奇は主として前者であり、薄一波とその僚友の劉瀾濤も同様であった。しかし、農村政策の現場に立脚する、山西省や長治専区の党組織は主として後者であった。毛沢東は比較的早期に後者の見解を抱いていたようである。例えば毛沢東は前出の1951年7月25日華北局報告のあった後、劉少奇、薄一波、劉瀾濤を交えて懇談したさい、3人を支持できず、山西省委員会の意見を支持すると伝えた。毛沢東は「互助組は農業生産合作社に成長することはできないとする観点、現段階では私有の基礎を揺がすことはできないとする観点を批判した」（薄一波、前掲書 p. 191）。どうやら毛沢東の道理は薄一波を説得したようであった。劉少奇の見解は、つぎのような内容を含むものであった。

まず、「農業社会主義」にたいする反対。その出典は1948年7月27日「新華社信箱」の「關於農業社会主義問答」である。「問答」はその冒頭で毛沢東の説明を紹介し、「小農經濟を基礎として生まれた一種の平均主義思想である」。この点では劉少奇は毛沢東の見解に忠実であり、両者の間にくい違いはない。しかし、山西省委員会の提起した問題は、平均主義と同義語の農業社会主義の政策ではなく、土地私有、現物出資の合作社への発展策である。その合作社政策は互助組からの移行にとどまらず、やがて農村の支配的な組織として発展したとき、富農私有制に波及するであろうこと、また出資私有土地が合作社経営に包摂され、自立した所有でなくなること、なども十分に予想されたことであろう。恐らく毛沢東は劉少奇の危惧を、逆に期待したと云えなくはない。

第2、劉少奇の「新民主主義制度を強固にする」論。有名な1949年4—5月の「天津講話」とその前後の時期の論説の核心は「新民主主義の段階においては私有制の基礎を揺るがしたり弱めたりあるいは否定することはできない」（動揺、削弱、否定）にあった。後日薄一波は「少奇同志の構想には多くの合理的要素もあるが、確実にいくらかの一面性が存在した」（前掲書、p. 202, p. 62）と批評している。そのような「新民主主義制度」構想に立てば、「空想的農業社会主義思想＝平均主義思想は、農民私有から富農私有に至る私有基礎を揺がすもので、「錯誤的危険的空想

的」であった。

第3、農業集団化の条件。前出の華北局の「報告」にみるように、「農業集団化は必ず国家工業化、機械化耕作および土地国有を条件とする」見解。劉少奇のみならず当時の幹部の一般的理解をしめす。問題は発展論の弱さにある。「個体経済（私有制）を基礎とし、自願両利の集団労働組織である」「目下の互助組織」の問題に回答せず、それが条件を欠くために「集団農場に発展することはできない」から、互助組織の合作社への発展を提起した「山西省委員会の意見に不賛成である」とした。劉少奇と華北局の思考の生硬さを感じさせる点である。毛沢東が事態を収拾した。

(4) 土地改革後農民の「二つの積極性」

前述のように、毛沢東は劉少奇、薄一波、劉瀾濤を招いて、山西省問題について意見を述べるとともに、陳伯達に指示して「互助合作会議」の開催を促した。1951年9月、陳伯達が主宰して「全国第一次互助合作会議」を開催し、「農業生産互助合作的決議（草案）」をまとめ、同年12月に試行に移した。決議の骨子はつぎの如くである。

農民の土地改革後の二つの積極性。一つは個体経済の積極性であり、他の一つは互助合作経済の積極性である。この積極性が国民経済の迅速な回復と発展をもたらし、国の工業化を促進した基本的要素の一つをなす。

合作社。土地私有を基礎として、土地出資（入股）を特徴とする農業生産合作社、つまり土地合作社。これは農業社会主義的發展の過渡形式をなす。

左右の錯誤の傾向。右傾の互助合作に消極的な態度をとり、これが広範な大衆を引導して、小生産の個体経済から、大規模の機器耕種、収穫の集体経済に至る道程であることをみることができず、また現在すでに出現した各種農業生産合作社が農業の社会主義化に向う過渡的形式であることを否認し、それが社会主義の要素を帯びていることを否認する傾向。

左傾の傾向。農民の自願や経済的準備など必須の条件を考慮せずに、現在すでに合作社に参加している農民の私有財産を過早、不適當に制限することを企図したり、あるいは互助組と農業生産合作社の成員にたいする絶対平均主義を企図したり、あるいはより高級の社会主義化の集体農庄を過急に創設するのを企図したりして、今すぐに一挙に農村において社会主義に完全に到達しようとする傾向。

決議（草案）は党内刊行のままの試行をへて、1953年2月15日に正式決議となった。すでに経過を考察したように、この決議は文字通り1950年11月の山西省長治専区の互助合作運動の台頭にはじまり、「農業社会主義」論争をへる2年余の転換点の實踐と理論の集大成である。とくに個体経済的積極性と互助合作的積極性の二つの積極性の統一体として合作社を構成する原則的見解が、この決議の生命力を強靱なものとしたことは疑いない。

この決議は歴史的特性を有する。第1は革命と建設の新民主主義段階における政治課題を、農業問題の分野における経済政策としての確に集成していることである。抽象的に云えば、労働の論理と所有の論理の統一体である。第2は農業生産力の特徴に適合した生産様式として合作社を構成したことである。土地私有を基礎とした構成は、農業生産力水準が決定的に家族経営を超過する程には高くなく、反面脆弱ではあるが家族経営を超過した生産力が形成され、比較的大規模

な社会化された生産組織を要求するに至っている。その意味でこの農業生産合作社は「農業の社会主義化に向う過渡的形式」である。

あ と が き

与えられた紙幅で、執筆予定の項目すべてを論述できなかつたので、その梗概を記す。

Ⅱ (3) 急躁冒進と右傾機会主義

「中共中央關於發展農業生産合作社的決議」（1953年12月16日）は、二つの積極性から個体經濟積極性をとり除き、資本主義的發展の道と社会主義的發展の道との闘争とした。個体經濟の余地は排除された。同時に提起された「過渡期の総路線」と基調を合わせたかの如くである。毛沢東を頂点とする急躁冒進の風潮が高まり、対極に鄧子恢＝中央農村工作部が位置することになった。速度の争いであったが、実質は両者の指導思想の争いであった。論争があり、1950年、1951年について1955年夏をピークとする第3次の論争が展開した。

Ⅲ 農業合作化論争

(1) 農業合作化論争

「三個會議一部書」、1955年5月17日15省市區書記會議、7月31日省市區書記聯席會議、七期6中全会、『中国農村的社会主义高潮』刊行は鄧子恢＝中央農村工作部を「小脚女人」（てん足おんな）として求於急成を迫った。

(2) 『中国農村的社会主义高潮』

(3) 農業合作化と農村「全面規画」

農業合作化を郷村（行政村と自然村）を単位とする農村合作化の軌道にのせ、地主、富農の加入を許容した。互助合作組織は貧農、中農の階級組織から全戸参入の地縁組織として改編された。毛沢東の提唱により、貧農、下層中農と富裕中農との対立関係が醸成された。中農を下層と上層＝富裕中農に区分する方法はこの時期に發展した「新概念」である。

(4) 農業合作化と「政社合一」

「政社合一」は人民公社の特徴であり完成をみるのであるが、1957—58年間に拡がる「1郷1社」あるいは「併社昇級」（初級合作社から高級合作社への昇級）を通じて整序される。人民公社の三級所有制と結びついて、農村組織の行政化が促進される。1958年8月29日「中共中央關於農村建立人民公社問題的決議」にはじまり、1983年10月12日「中共中央、國務院關於实行政社分開建立郷政府的通知」に至る時期の組織形態である。